

## 高石市企業立地等促進条例

### (目的)

第1条 この条例は、本市の対象区域内において企業立地等を促進することにより、本市の雇用の創出、産業振興及び地域経済の活性化を図り、もって市勢の発展に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 企業立地等 法人又は個人（以下「企業等」という。）が別表第1に定める区域（以下「対象区域」という。）内において、地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第341条第1号に規定する固定資産のうち、同条第3号に規定する家屋（住家及び店舗を除く。以下「家屋」という。）を取得し、新築し、増築し、若しくは賃借し、又は同条第4号に規定する償却資産（以下「償却資産」という。）を取得し、若しくは賃借して、次に掲げる行為を行うことをいう。

ア 事業所等の新設又は拡張

イ 事業所等の設備の新設、増設又は更新（事業規模が拡大される場合に限る。）

(2) 事業所等 企業等がその事業の用に供するために対象区域内に設置する工場、倉庫、事務所、試験研究施設及びこれらの附帯施設であつて、別表第2に定める事業の用に供するものをいう。

(3) 投下固定資産額 企業等が事業所等の取得及び事業所等における事業の用に供する償却資産の取得に要した費用の合計額をいう。

(4) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

### (企業立地等事業計画の認定等)

第3条 投下固定資産額が5億円以上（中小企業者にあつては、5,000万円以上）の企業立地等を行おうとする企業等が、次条に規定する法第6条第2項の規定に基づく不均一課税に係る措置（以下「不均一課税措置」という。）を受けようとするときは、あらかじめ規則で定めるところにより、企業立地等に係る事業計画（以下「企業立地等事業計画」という。）について、市長の認定を受けなければならない。

2 企業立地等事業計画には、次の事項を記載しなければならない。

(1) 企業立地等事業計画に係る認定を受けようとする企業等の概要

(2) 企業立地等事業計画に係る事業の開始の時期及び概要

(3) 企業立地等事業計画に係る土地、家屋及び償却資産の概要、価額及び権利関係等

(4) 企業立地等事業計画に係る事業所等及び企業等の経営計画

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 市長は、第1項の規定により企業立地等事業計画の提出があつた場合において、当該企業立地等事業計画が次のいずれにも該当すると認めるときは、当該企業立地等事業計

画を認定するものとする。

- (1) 本市の地域経済の発展に資するものであること。
- (2) 環境保全等に配慮したものであること。
- (3) 企業等の経営状況等に照らして適切であること。

4 前項の規定により企業立地等事業計画の認定を受けた企業等（以下「認定企業等」という。）は、当該認定を受けた企業立地等事業計画（以下「認定計画」という。）に従い、規則で定める期間内に認定計画に係る事業（以下「認定事業」という。）を開始しなければならない。

（市税の不均一課税）

第4条 認定企業等が認定計画に従い、企業立地等を行った場合における、事業所等及び事業所等における事業の用に供する償却資産のうち規則で定めるもの（増設した家屋については、当該増設部分に限る。以下「対象固定資産」という。）に対して課する固定資産税額又は都市計画税額は、対象固定資産に対して新たに固定資産税又は都市計画税が課されることとなった年度から起算して5年度分（耐用年数が5年以内の償却資産については、3年度分。ただし、当該耐用年数を限度とする。）に限り、高石市市税条例（昭和59年高石市条例第7号。以下「市税条例」という。）の規定により課すべき固定資産税額又は都市計画税額に2分の1を乗じて得た額とする。

（不均一課税に関する申請）

第5条 前条の規定により不均一課税措置を受けようとする認定企業等は、規則で定めるところにより市長に申請しなければならない。申請内容に変更が生じ、又は不均一課税措置を受ける理由がなくなった場合も、同様とする。

（認定計画の変更）

第6条 認定企業等は、認定計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 第3条第3項及び第4項の規定は、前項の承認について準用する。

（認定事業の届出）

第7条 認定企業等は、認定事業を開始し、休止し、又は廃止しようとするときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

（認定の取消し等）

第8条 市長は、認定企業等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、規則で定めるところにより、認定計画に係る認定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 認定計画に従って企業立地等を行っていないとき。
- (2) 第3条第4項に規定する規則で定める期間内に認定事業を開始しないとき。
- (3) この条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又はこれらに基づく市長の指示に違反したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長において認定を取り消すことが適当であると認めるとき。

2 市長は、認定計画が第3条第3項各号のいずれかに該当しなくなったと認めるときは、

認定計画の変更を指示し、又はその認定を取り消すことができる。

- 3 市長は、前2項の規定により認定計画を取り消した企業等に対し、必要があると認めるときは、不均一課税措置を受けた市税の額と当該不均一課税措置を受けなかった場合における市税の額との差額に相当する額を本市に納入させ、又は市税条例第5条の規定により賦課徴収を行うものとする。

(認定企業等の責務)

第9条 認定企業等は、認定事業を開始した日から10年を経過する日までの間、認定事業を継続するよう努めなければならない。

(報告及び立入検査)

第10条 市長は、適正な不均一課税措置を確保するため必要があると認めるときは、認定企業等に対し、必要な報告を求め、又は当該職員をしてその事務所等に立ち入らせ、帳簿、書類等を検査させることができる。

(承継)

第11条 合併、営業譲渡、相続その他の理由により、認定企業等の事業を承継した者は、市長の承認を得て、被承継者の認定に係る権利義務を承継することができる。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。  
(この条例の失効)
- 2 この条例は、平成24年3月31日(以下「失効日」という。)限り、その効力を失う。  
(この条例の失効に伴う経過措置)
- 3 前項の規定にかかわらず、失効日までに第3条の規定により企業立地等事業計画の認定を申請した者については、この条例の規定は、失効日後も、なおその効力を有する。

別表第 1（第 2 条関係）

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 8 条第 1 項第 1 号に規定する工業専用地域又は準工業地域に該当する区域

別表第 2（第 2 条関係）

日本標準産業分類（平成 14 年総務省告示第 139 号）による次のいずれかの産業分類に該当する事業

- (1) 製造業
- (2) 電気・ガス・熱供給・水道業（新エネルギー利用等の促進に関する特別措置法（平成 9 年法律第 37 号）第 2 条に規定する新エネルギー利用等に係るものに限るものとし、水道業を除く。）
- (3) 情報通信業（信書送達業を除く。）
- (4) 運輸業
- (5) サービス業（他に分類されないもの）（学術・開発研究機関に係るものに限る。）